

岩手県監査委員告示第7号

監査結果の公表（平成29年岩手県監査委員告示第32号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年2月6日

岩手県監査委員 小野 共
岩手県監査委員 千葉 伝
岩手県監査委員 吉田 政司
岩手県監査委員 工藤 洋子

- 1 監査対象機関名 県南広域振興局保健福祉環境部一関保健福祉環境センター
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 平成29年6月20日
 - (2) 本監査実施日 平成29年7月26日
- 3 監査結果の公表の日 平成29年9月5日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
需用費の支出に当たり、履行確認後相当期間経過してから支出しているものが1件、12,336円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	定期購読するものについては、年度当初に支出負担行為を適切に行うとともに、支出事務を担当者任せにせず、担当課及び支出担当課の各ラインの複数職員で支出状況を確認することとし、再発防止に努める。